

令和 8 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日
人企一 5 3 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降
は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 9 条関係 1～4 （略） 5 この条の第 4 項の「 <u>これに準 ずる組織として人事院が定める もの</u> 」は、会計検査院、人事	第 9 条関係 1～4 （略） 5 この条の第 4 項の「 <u>人事院が 定めるもの</u> 」は、会計検査院、 人事院、内閣官房、内閣法制

院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁、復興庁並びに国家行政組織法第3条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

(1)～(3) (略)

6 この条の第4項の規定による特定機関（同項に規定する特定機関をいう。以下同じ。）における採用の支障の認定及び他の名簿の指定の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第2項に規定する手続による。

7 この条の第4項の人事院が指定する名簿は、特定機関の管轄区域内に所在する官署に属する官職を対象として行われた地域試験の結果に基づき作成された名簿でなければならない。

8 この条の第6項の「やむを得ない事情」とは、転入学、転居等による地域的移動をいう。

局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁、復興庁並びに国家行政組織法第3条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

6 この条の第5項の「やむを得ない事情」とは、転入学、転居等による地域的移動をいう。

9 この条の第6項の規定により試験機関が適当と認めるに当たっては、次の要件を満たしていることを必要とする。

(1)・(2) (略)

10 この条の第7項の規定の趣旨は、名簿からの任命は、本来採用の方法によるべきものとされているが、現に常勤官職に任命されている職員（臨時的職員を除く。）であるときには、その者が辞職することなく、昇任させ、転任させ、配置換えし、又はその者の同意を得て降任させることができることとするものである。なお、同項の規定に基づいて条件付採用期間中の職員を昇任させ、転任させ、配置換えし、又はその者の同意を得て降任させるに当たっては、条件付採用期間が設けられている趣旨に反しないよう留意しなければならない。

第12条関係

この条の第2項の規定により採用候補者の任命の結果について通

7 この条の第5項の規定により試験機関が適当と認めるに当たっては、次の要件を満たしていることを必要とする。

(1)・(2) (略)

8 この条の第6項の規定の趣旨は、名簿からの任命は、本来採用の方法によるべきものとされているが、現に常勤官職に任命されている職員（臨時的職員を除く。）であるときには、その者が辞職することなく、昇任させ、転任させ、配置換えし、又はその者の同意を得て降任させることができることとするものである。なお、同項の規定に基づいて条件付採用期間中の職員を昇任させ、転任させ、配置換えし、又はその者の同意を得て降任させるに当たっては、条件付採用期間が設けられている趣旨に反しないよう留意しなければならない。

第12条関係

この条の第2項の規定により採用候補者の任命の結果について通

知する場合の手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第3項に規定する手続による。

第18条関係

1～4 (略)

5 前項ただし書並びにこの条の第1項第6号及び第10号の規定による承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第4項に規定する手続による。

6・7 (略)

8 この条の第3項の協議は、「任用関係の承認申請等の手続について」第5項に規定する手続により、任命権者がその採用の決定を行う前に協議手続が終了するよう十分な余裕をもって行うものとする。

9・10 (略)

11 前項の報告は、「任用関係の承認申請等の手続について」第6項に規定する手続により、採用後、原則として1週間以内に行うものとする。

12 (略)

知する場合の手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第2項に規定する手続による。

第18条関係

1～4 (略)

5 前項ただし書並びにこの条の第1項第6号及び第10号の規定による承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第3項に規定する手続による。

6・7 (略)

8 この条の第3項の協議は、「任用関係の承認申請等の手続について」第4項に規定する手続により、任命権者がその採用の決定を行う前に協議手続が終了するよう十分な余裕をもって行うものとする。

9・10 (略)

11 前項の報告は、「任用関係の承認申請等の手続について」第5項に規定する手続により、採用後、原則として1週間以内に行うものとする。

12 (略)

第24条関係

1・2 (略)

3 特定幹部職（第18条第3項に規定する特定幹部職をいう。以下同じ。）への選考による採用に係るこの条の規定による報告は、「任用関係の承認申請等の手続について」第6項に規定する手続により、採用後、原則として30日以内に行うものとする。

なお、当該採用が官民人事交流法第19条の規定による交流採用に係る認定を受けたものである場合又は任期付職員法第3条の規定による任期を定めた採用に係る承認を得たものである場合には、当該報告があったものとみなす。

第28条関係

1 (略)

2 この条の「人事評価の結果又は勤務の状況」とは、国際機関、民間企業等への派遣、育児休業、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年

第24条関係

1・2 (略)

3 特定幹部職（第18条第3項に規定する特定幹部職をいう。以下同じ。）への選考による採用に係るこの条の規定による報告は、「任用関係の承認申請等の手続について」第5項に規定する手続により、採用後、原則として30日以内に行うものとする。

なお、当該採用が官民人事交流法第19条の規定による交流採用に係る認定を受けたものである場合又は任期付職員法第3条の規定による任期を定めた採用に係る承認を得たものである場合には、当該報告があったものとみなす。

第28条関係

1 (略)

2 この条の「人事評価の結果又は勤務の状況」とは、国際機関、民間企業等への派遣、育児休業、休職等の前後の人事評価の結果又は勤務の状況（国際機

法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、休職等の前後の人事評価の結果又は勤務の状況(国際機関、民間企業等への派遣、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は研究所等の業務に従事することによる休職から職務に復帰した場合であって、当該派遣等の後の人事評価の結果又は勤務の状況がないときには、当該派遣等の前の人事評価の結果又は勤務の状況)をいう。

3～5 (略)

第30条関係

1 (略)

2 この条の第2項の人事院に対する報告は、「任用関係の承認申請等の手続について」第6項

関、民間企業等への派遣、育児休業又は研究所等の業務に従事することによる休職から職務に復帰した場合であって、当該派遣等の後の人事評価の結果又は勤務の状況がないときには、当該派遣等の前の人事評価の結果又は勤務の状況)をいう。

3～5 (略)

第30条関係

1 (略)

2 この条の第2項の人事院に対する報告は、「任用関係の承認申請等の手続について」第5項

に規定する手続により、特定官職に職員を昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換した後、原則として30日以内に行うものとする。

第31条関係

1 この条の協議は、「任用関係の承認申請等の手続について」第7項に規定する手続により、任命権者がこの条の別段の定めを行う前に協議手続が終了するよう十分な余裕をもって行うものとする。

2～4 (略)

第39条関係

1・2 (略)

3 この条の第1項第2号に該当する場合には、例えば、法第79条第1号に該当して休職にされた職員又は勤務時間法第20条に規定する介護休暇（1日を単位とするものに限る。）若しくは人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第6号若しくは第7号に規定する特別休暇を取

に規定する手続により、特定官職に職員を昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換した後、原則として30日以内に行うものとする。

第31条関係

1 この条の協議は、「任用関係の承認申請等の手続について」第6項に規定する手続により、任命権者がこの条の別段の定めを行う前に協議手続が終了するよう十分な余裕をもって行うものとする。

2～4 (略)

第39条関係

1・2 (略)

3 この条の第1項第2号に該当する場合には、例えば、勤務時間法第20条に規定する介護休暇（1日を単位とするものに限る。）又は人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第6号若しくは第7号に規定する特別休暇の承認を受けた職員の業務を処理することを職務とする官職

得する職員の業務を処理することを職務とする官職で当該休職又は休暇の期間を限度として置かれる臨時のものに臨時的任用を行う場合が含まれる。

4 この条の第1項第3号に該当する場合の臨時的任用及びその更新の承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第8項に規定する手続による。

5 (略)

第42条関係

1～5 (略)

6 前項(4)の規定による承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第9項に規定する手続による。

7 (略)

第43条関係

1・2 (略)

3 前項(5)の規定による承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第10項に規定する手続による。

4 この条の第1項第3号イの

で当該承認に係る期間を限度として置かれる臨時のものに臨時的任用を行う場合が含まれる。

4 この条の第1項第3号に該当する場合の臨時的任用及びその更新の承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第7項に規定する手続による。

5 (略)

第42条関係

1～5 (略)

6 前項(4)の規定による承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第8項に規定する手続による。

7 (略)

第43条関係

1・2 (略)

3 前項(5)の規定による承認の申請手続は、「任用関係の承認申請等の手続について」第9項に規定する手続による。

4 この条の第1項の「出産」と

「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。

は、妊娠満12週以後の分べんをいう。

以 上